

随意契約理由書

1 案件名称

初動消防活動支援システム管理業務委託

2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

初動消防活動支援システム（以下「システム」という。）は、地盤データ、建物データなどを事前にコンピューターに登録しておき、地震発生時に市内に設置している震度計の震度情報を基に地域ごとの地震動の分布、出火危険度、延焼危険度を予測し、さらに火災指令した出火点において、風向、風速が反映された延焼シミュレーションを実施し、消火に必要な消防部隊数等を予測するシステムである。

本業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、機能点検を実施するものである。併せて、「初動消防活動支援システム情報セキュリティ実施手順」に基づき、ウイルス対策ソフト定義ファイルを定期的に更新しなければならない、本システムの運用を停止することなく、他の機能に影響を与えないよう機能点検及びウイルス対策ソフト定義ファイル更新を行う必要がある。

上記業者は、本システムを開発・納入した業者で、システム独自の設計・製造等に係る専門的知識と技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報提供業務委託

2 契約の相手方

株式会社 ウェザーニューズ

3 随意契約理由

複雑多様化、広域化する災害に対応する消防ヘリコプターは、24 時間常時航空気象情報を入手する必要がある、迅速な飛行と安全性を確保するため当該業務を委託するものとする。

業者選定要件として、①24 時間常時気象情報サービスが可能であり、且つ気象予報士による問い合わせが可能であること②衛星回線による気象情報の配信ができること③航路上気象情報解析ができること④落雷情報が入手できることの4つの要件が必要で、気象業務法第 18 条第 2 項及び第 19 条の 2 による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

よって、上記事業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

消防訓練指導業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

当局では、不特定多数の市民等が出入りする建物のうち、消防法に基づいて防火管理者を定め、消火・通報・避難の訓練を実施することが義務付けられたもの（以下「指導対象物」という。）に対し、指導対象物の関係者が万一の災害に遭った際に適切に対応できるよう、消防職員による火災に関する知識、経験等に基づき、それぞれの建物実態に適した訓練要領をアドバイスする消防訓練指導により、災害発生時の被害軽減に努めている。

本業務委託は、消防訓練指導について委託するもので、電話等による訓練実施の促進と、直接、訓練現場に立ち会って実施する助言及び指導、また、自主的に行われた訓練について実施する助言及び指導を主な業務とする。

また、指導対象物の形態等の多様化に伴い、建物それぞれの実態に合わせた防火管理体制が重要となっており、変わりゆく状況に適切に対応していく必要がある。このような現状に鑑み、当局では、消防訓練指導の機会を捉えて行う消防計画※の作成・見直しに係るアドバイスを本業務の一つとして委託し、指導対象物関係者に対して消防訓練の重要性を含めた防火管理に関する総合的な意識向上を図っている。

こうした業務の履行には、より高度な知識や技術が必要となることから、火災予防業務に係る高度な知識・技術・経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者により、組織内で業務従事者に対して指導・助言する体制の確保を受注者に求める必要がある。

上記法人は、予防技術資格者の経歴を有する者や防火対象物点検資格者といった本業務の履行に必要な知識・技術・経験を有する者により、年間の委託件数を確実に実施できる業務体制を確保しており、市場調査の結果、本業務を履行することができる唯一の法人である。

よって、上記法人を指定する。

※ 消防計画：消防訓練の実施のほか、消防用設備等の点検・整備、火気の使用・取扱い、避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理、南海トラフ地震を含む地震対策等について定める防火管理の基本計画

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局予防部予防課（自主防災管理） （電話番号 06-4393-6330）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度小児救急支援システム機能保守等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 DTS WEST

3 随意契約理由

小児救急支援システムは、平成28年4月1日から救急安心センターおおさか事業の一環として運用しており、大阪府内全域の医療機関情報（所在地、標榜診療科目、診療可否時間等）を利用者に提供している。利用者に適切な医療機関情報を提供するためには、本システムの機能保守を行い、同システムの機能を維持することが必要不可欠である。

上記業者は本システムを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急安心センター） 電話番号 06-4393-6634

随意契約理由書

1 案件名称

此花消防署ほか2か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

此花消防署ほか2か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見消防署ほか1か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

鶴見消防署ほか1か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者（2022年4月1日、三菱電機ビルテクノサービス株式会社から三菱電機ビルソリューションズ株式会社に商号変更）は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

西成消防署ほか5か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

西成消防署ほか5か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は製造会社として独自の技術・知識を有し、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局（西消防署併設）ほか3か所エレベーター保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム（※株式会社日立製造所から事業移管）

3 随意契約理由

エレベーター設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

また、エレベーターはその構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがあり、点検及び修理は製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有する製造者でしか行うことができない。

消防局（西消防署併設）ほか3か所設置のエレベーターは、製造会社が独自の機構や技術により製造しており、上記業者は、2014年に製造会社である株式会社日立製作所から同社のエレベーター製造事業を移管されており、製造会社独自の技術・知識を継承しているため、当該業務を行うことができる唯一の業者である。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電気設備）（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

- 1 案件名称
自主防災指導業務委託

- 2 契約の相手方
一般財団法人 大阪消防振興協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する消防法令の規制対象となる建物に立ち入って、階段、廊下、防火戸等の施設の管理状況や、防火管理体制、消防用設備等の法令基準への適合状況を確認するとともに、当該建物の関係者等に対し、火災予防の観点から必要な知識・技術に係る指導を行うことを主たる業務内容としていることから、業務の実施にあたっては、消防法令及び火災予防業務に関する高度かつ専門的な知識・技術・経験を必要とする。

したがって、消防法令に関する高度かつ専門的な知識・技術を有する者として、防火対象物点検資格者を従事者とし、さらに、消防法令及び火災予防業務の全般に関する高度かつ専門的な知識・技術及び十分な経験を蓄積した予防技術資格者の経歴を有する者が、当該事業組織内において従事者に対し指導、助言等することのできる組織体制の確保が不可欠である。

さらに、従来、消火器の設置義務がない延べ面積 150 ㎡未満の飲食店等に対し、その設置を義務付ける消防法令改正が平成 30 年 3 月に行われ令和元年 10 月から施行されたことにより、新たに規制対象となった飲食店等に対する消防用設備等の設置の指導等にあたっては、当該建物の関係者等に対し、法令改正の趣旨や設置基準、届出等の制度内容等を周知し、建物の状況に応じたきめ細やかな指導を行う必要がある。

また、休止休業中である建物の使用実態に係る現況調査を行うことで、新たに消防法令の規制対象となる建物の早期発見、早期指導及び防火管理体制の樹立に繋げている。

以上、本業務の実施に必要とされる知識・技術の特殊性を踏まえ、建物の管理や警備を業とする事業者を対象として市場調査を実施したところ、本業務を履行することが可能な事業者は、上記法人に特定される結果となった。

よって上記法人を指定する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
消防局予防部予防課（第 1 査察）（電話番号 06-4393-6377）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度救急教育等業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 随意契約理由

本案件は、救急救命士教育（活動指導、事後検証を含む）及び救急救命士養成教育に係る業務を委託するものである。

救急救命士教育業務については、救急現場活動における医師による救急救命士活動指導体制（指示、指導・助言体制）の確保や、医学的観点からの事後検証の実施及び救急救命士資格取得後教育の実施を行うことで、救急救命士の医学的知識・技術の維持向上並びに救急活動の円滑な運用を行うものである。

また、救急救命士養成教育業務では、救急救命士法に基づく救急救命士資格取得教育にかかる講師及び実習病院の確保、これに付随する業務（並びに処置拡大に伴う追加教育）を実施している。

本案件を実施するにあたっては、メディカルコントロール体制に基づき、指導体制を確保し、病院実習をはじめ専門医師による講義及び実技実習についても、上記体制を確保するため、一貫性を持たせて行う必要がある。

上記事業者は、メディカルコントロール体制を熟知し、大阪府内の各救急医療機関及び医師との連携が確立されていることから、本事業を年間通して行うことができる唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急指導）（電話番号 06-4393-6628）

高度専門教育訓練センター（救命士養成）（電話番号 06-6746-5113）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和4年度救急車の定期点検整備、継続検査整備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪トヨペット株式会社

3 随意契約理由

高規格救急車は、国土交通省で専用車両として認可を受けた車両で、救急救命士が定められた処置を行うための設備、機能を備えた車両として製作されている。また、患者用の防振ベッド装置やストレッチャー収容装置などのほかに医療器具用のための電装装置や、車両の盗難防止装置などの特殊装置が装備されており、これらの装置は、製作会社独自の仕様となっている。

上記業者は、ベースとなる高規格救急車の製作会社であるトヨタ自動車株式会社の販売会社として、販売・特殊装置を含めた整備技術の提供及び指導を受けている大阪府下唯一の業者であり、また、当該高規格救急車の特殊装置を大阪市消防局仕様に改造を行い納入した者であることから、本業務を履行するために必要となる高度かつ専門的な独自知識と技術を有する唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 予防救急・応急手当普及啓発用ホームページ
「ボジョレーに教わる救命ノート」運営等業務委託

2 契約の相手方

株式会社モンキャラメル

3 随意契約理由

本業務は、消防局が行う予防救急及び応急手当の普及啓発用ホームページの運営、維持保守管理、更新制作及びコンテンツ再構築業務を行うものである。

当該ホームページは、平成24年のホームページ立ち上げ時より、市民に親しみやすいキャラクターの「ボジョレー」等を起用することで、子供から大人まで多くの方に閲覧してもらい、不要な病気や怪我を防ぐ「予防救急」及び心肺蘇生法等のいざという時の「応急手当」の普及啓発を図っている。

上記事業者は、当該ホームページ内の全てのコンテンツを制作し、「ボジョレー」等のキャラクターの使用について著作権を有しているため、当該業務を行える唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救命普及） （電話番号 06-4393-6633）

随意契約理由書

1 案件名称

画像伝送システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

画像伝送システム（以下「本システム」という。）は、大規模災害時に高所カメラ及びヘリコプターからの映像等を総務省消防庁及び都道府県等へ通信衛星を経由して情報伝達し、広域的な通信体制を確保するシステムであり、NEC ネットエスアイ株式会社が独自に設計・製造したものである。

本業務は、本システムの定期的な保守点検及び障害発生時の修理を行うもので、製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術が必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

高所カメラ情報収集システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社HYSエンジニアリングサービス

3 随意契約理由

高所カメラ情報収集システム（以下「本システム」という。）は、大阪市内にある高層ビルの屋上等にカメラを設置し大阪市全域の災害状況等を見渡すシステムであり、株式会社日立国際電気が独自に設計・製造したものである。

本業務は、定期的な保守点検及び障害発生時の修理を行うもので、製造業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、それに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、本業務を履行することができない。

本システムの製造業者である株式会社日立国際電気は、保守メンテナンスに関する業務について上記業者を関西地区における唯一の代理店と指定しており、上記業者は製造業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料の提供及び技術指導を受けており、本業務が履行できる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備）（電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプターテレビ電送システム機器点検業務委託

2 契約の相手方

池上通信機株式会社

3 随意契約理由

ヘリコプターテレビ電送システム（以下「本システム」という。）は、ヘリコプターに搭載したテレビカメラから災害現場の映像を指令情報センター等に電送するもので、地震等の非常災害時には、火災状況、建物・道路の損壊状況並びに市民の避難動向等の災害情報を迅速、的確に把握するシステムである。

本業務は、定期的な保守点検を行うもので、本システムの製造業者である上記業者独自の専門的知識や技術を必要とする業務であり、上記業者はそれに対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する消防情報システムは、119番通報等を受信するとともに、災害地点やその距離、災害内容などの情報から、最適な消防車両や救急車両の出場隊編成を行い、該当署所へ専用線を利用して出場指令トーン、音声指令、出場指令書を出力させるシステムである。

本保守業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、定期点検の実施や障害発生時の体制を確保するものである。

本システムの開発・納入業者である富士通株式会社は、消防情報システム関連事業について、上記業者に事業を承継しており、上記業者は開発・納入業者独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有していることから、システムの障害発生時には状況を的確に把握して最適な対応を行うとともに、機器部品の確保ができる。

以上の理由から、上記業者は本システムの保守業務を実施することができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

航空従事者技能証明の限定の変更（H155）訓練業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件は、令和3年度に機体更新したヘリコプター「おおさか」の機種であるエアバス・ヘリコプターズ社製 H155 型式ヘリコプター（以下「H155」という。）の航空従事者技能証明の限定の変更訓練（整備士）を行ない国土交通省航空局の実地試験合格基準を満足し得る水準に到達させるものである。

訓練については製造会社発行のトレーニングマニュアル、メンテナンスマニュアルその他整備に必要な関連資料をもって航空整備士実地試験要領に定める整備の方法、取り扱い、各システムの概要や構成、整備方式、検査方法等を訓練するもので専門的な技術や書籍を有しなければ履行することができない。

当局が保有する H155 は、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製であり、訓練及び技術図書について、エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を本邦における唯一の販売代理店と指定している。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊） （電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度消防局庁舎(西消防署併設)ゴンドラ設備定期点検業務委託

2 契約の相手方

日本ビソー株式会社

3 随意契約理由

ゴンドラ設備は、労働安全衛生法第41条及びゴンドラ安全規則第21・24・27条に基づき、定期点検及び性能検査を実施する必要がある。ゴンドラ設備は、労働安全衛生法の「特に危険な作業を必要とする機械等」である「特定機械等」の位置づけにあり、特に高い安全への配慮が求められている。

消防局庁舎（西消防署併設）設置のゴンドラ設備は、製造会社が独自の機構や技術により製造したものであり、構造上、機器の不具合が即時に重大事故につながる恐れがある。

上記業者は本ゴンドラ設備の製造会社で、点検及び修理に必要な製造図面に基づく高度かつ専門的な知識と技術を保有しており、当該業務を履行できる唯一の業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、点検及び修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署 消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6165）

随意契約理由書

1 案件名称

消防車両ポンプ装置保守点検整備（2）業務委託

2 契約の相手方

小川ポンプ工業株式会社

3 随意契約理由

消防車両ポンプ装置は、ポンプ装置を使用した消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに消防法の規定に基づく動力消防ポンプの技術上の規格に定める省令に基づき設計製作され、消防活動上確実な動作を要求されるものである。

当該消防車両ポンプ装置は上記事業者製であり、車両ぎ装全般について同社独自の技術で設計製作されており、点検整備には製造業者独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

起震車の起震装置保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

飛鳥特装株式会社

3 随意契約理由

起震車は、各種地震を再現させる装置を備えたものであり、確実な動作を要求されるものである。

当該起震車は、上記事業者製であり、車両ぎ装全般について、同社独自の技術で設計・製作されており、起震装置およびこれに付随する点検整備には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にし、点検整備後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、本契約は上記事業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車特殊装置点検整備業務委託

2 契約の相手方

株式会社モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は、株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検及び整備業務には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からはしご車特殊装置点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管され、高度かつ専門的な知識と技術の提供を受けた唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本点検整備を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）